# 区のお知らせ

足立区
企画室
TEL(888) 2151

**人口調べ**
（昭和41年4月1日現在）

| | |
|---|---|
| 世帯 | 144,583 |
| 男 | 265,108 |
| 女 | 250,450 |
| 計 | 515,558 |

（前月より1,821人増加）

◇ 五月のごよみ
□八日～十五日　大掃除
□十一日～二十日　成人学校開校式
□二十日　母と子どもの大会
□二十一日　バレーボール技術講習会
□二十四日・二十六日　消費者移動相談室開設
□二十八日　区民芸能大会

## 学童に黄色いハンガチ

### 五月十一日～二十日　春の交通安全運動

五月十一日から春の交通安全運動がはじまります。今回は、①道路を安全に渡ること ②安全運転の励行と車の整備や管理業務を完全に行なうこと ③歩行者を守る、とくにおとしよりや子どもを交通事故から守ること などの三点を運動の重点事項にしました。また、足立区は自転車での事故がめだっているので④自転車の正しい乗り方と整備も加えました。

この運動は、日増しに多くなるいたましい交通事故を区内から追放し、明るい笑顔で暮らせる足立区をつくろうと、区、警察、交通安全協会、町会連合会、商・工業連合会など二十の団体からなる足立区交通安全協議会が主体となって行なっていますが、五月六日に産業振興館でこの会議が開かれ、春の交通安全運動の実施要綱を決めて期間中の事故防止に万全を期すことになりました。

この会議で決められた区と区教委が分担するおもな内容は次のとおりです。

#### 区が実施するもの

①協議会の名で、都に対し国道・都道に交通安全施設を増設するよう要望書を出す。
②交通安全パトロールを行なう。警察官と区職員が二台のパトロール車に乗り、道路・水路の不正使用、駐車違反などに注意や指導を行なう。
③歩行違反者に注意を促す違反カードをつくる。
④16ミリ映画「交通事故―悲しみの記録」を町会、学校、PTAなどに貸し出す。
⑤新入学児童に黄色いハンカチーフ（学校名・氏名・血液型記入用）を配る。

このほかにガードレールの補修や道路補修などの環境整備も行ないます。

#### 教育委員会が行なうもの

①児童から区内居住の運転できる親戚に、交通安全のハガキを出すようにする。
②交通安全教育器材（クロッシングゲーム）や交通安全読本、図画などで、児童・生徒に交通安全教育を行なう。

#### 成果をあげた交通座談会

春の交通安全運動を前に、四月一日から出張所単位に二十か所で交通座談会を開きました。

この座談会には、町会自治会の役員や婦人会などたくさんのかたがたが集まり、交通安全映画や警察署の交通事故現況などの説明を聞いたあと、みんなで交通事故をなくすにはどうしたらよいかについて話し合いました。このうち新田自治会では、運転中の人には酒を飲ませないようにし、また飲まないことを町の運動として実践することを決議しました。

## 紙面と部数がぐーんとふえました

企画室では、区民のみなさんに身近な区の行政や、生活に結ぶいろいろな問題をお知らせするために、毎月一回ですが、「区のお知らせ」を十四万八千部発行しています。とくに今月からは紙面もふやし、一人でも多くのかたがたに読んでいただこうと、朝日・産経・東京・東京タイムス・毎日・読売・日経の各紙に折り込んで、いっせいにお配りしています。

また、新聞社・放送局などと連絡をとり、報道記事を提供していますので、みなさんの町の美しい話、楽しい行事などをじどしどし連絡ください。連絡は、企画室の広報担当（八八一）九九六一へどうぞ。

## 大半は防げる交通事故

交通事故は、はたしてなくせないものでしょうか。ここで過去の統計資料を見て考えてみましょう。

まず、三十七年から四十年までの人身事故数を調べたところ、三十七年は千五百八十九人、三十八年千八百八十六人、三十九年二千二百九十九人とだんだんふえてきたのに四十年は千四百六十八人で三十七年のときよりも少なく、三十九年の半数近くに減っています。これから考えてみますと、人身事故は自動車の増加や人口の増加にあまり関係がないように思われます。

また、事故の原因別内容を調べてみたところ、運転者側ではスピードの出し過ぎによる事故が一番多く、次に徐行違反、左右折不適当、ハンドルのきりそこないの順になっています。歩行者側では、子どもの事故で一番多いのが車道への飛び出し、幼児の一人歩き、車道の直前直後横断の順となっています。

これらはみな、交通道徳を守り注意をすれば事故を防げるものばかりですので、ひとり一人が注意しあえば交通事故をなくすのも夢ではなくなります。

いまからでも遅くはありません。交通事故"ゼロ"をめざしてみんなでがんばりましょう。

（↑交通安全パトロール）

## 交通相談所が第二庁舎に開設されました

交通事故の泣き寝入りをなくそうと、五月十一日から交通相談所が開設されることになりました。

足立区は他区に比べ、交通事故が多く発生しています。これは、日光街道の交通量が激しいため、細い道路にも車が入り込み事故のおきる原因となっているからです。

ことしは四月末までに十五人もの死亡者がでています。

こうした被害者の多くは、悪質な示談屋や法律を知らないために泣き寝入りをしていることがわかりましたので、昨年の十二月から都に対して交通相談所の設置を強く要望しました。その結果、このほどようやく話がまとまり、五月十一日から梅田七丁目の第二庁舎内に交通相談所が開設される運びとなったわけです。

この相談所は、日曜日と祭日を除く毎日、午前九時から午後四時まで被害者のために親身になって相談を受けます（ただし、土曜日は正午まで）。担当は東京交通安全協会の職員三人で週に一回弁護士が来ます。費用は無料。

## 標語コンクール

### 一位は岡島昌和さん

去る三月に募集した第三回明るく正しい選挙標語コンクールの審査会が四月十八日に行なわれました。

応募作品六百八点のなかから一位一点、二位二点、佳作十八点計十三点が選ばれ、入賞者にそれぞれ賞状と記念品が贈られました。

入賞作品は次のとおりです。

**1位▽よかったといつでも言える**
**この一票**（千住五丁目六一・岡島昌和さん）

**2位▽この一票明るい政治を開く窓**（西新井町一五四九・菅野俊雄さん）▽明るい社会豊かな暮し築く心でこの一票（伊興町諏訪木二〇〇・石田利雄さん）

佳作▽よくきき、よくみてまどわぬ一票（足立四丁目三一一五・染川蔵太郎さん）▽パパ、ママの清き一票よい社会（西綾瀬三丁目一二一七・本間芳子さん）▽さあ選ぼう区民のためにつくす人（西加平町一三五〇・大熊日出子さん）▽一票の中に生かせる主婦の夢▽成人の一歩を飾る清い票（三点とも中央本町一丁目五一三・富田松五郎さん）▽子や孫が泣くも笑うもこの一票（中川二丁目三一一二・松浦仙太郎さん）▽一家そろって笑顔で投票（西綾瀬四丁目七一二三・今井よい子さん）▽伸び行く足立みんなで選ぼう正しい人を（宮城二丁目九一一四・梅沢利雄さん）▽一票を決める心が政治を決める（伊興町前沼一四一九五・本河信義さん）▽一票で生かすわたしの主義主張（千住大川町二・北原重利さん）

◇　◇　◇

## フォト・サービス

**↑四月十九日に行なわれた区観光協会主催の区内名所史跡めぐりで、大鷲神社の説明を聞いているかたたちです。**

この写真をご希望のかたに無料でさしあげます。申し込みは企画室広報担当へ。

## 違反建築にチョット待ッタ！

区内の宅地造成がすすむにつれて、建築課では、毎年三千五百件以上もの建築申請を受け付けています。

しかし、無届けや不法な建築も多くなり、そのため火災などの災害発生のときには非常に危険ですので、区では監察車を巡回させて、不法建築の摘発と防止につとめています。

とくに、問題なのは悪質な違反事、排便などを自分でできない老人が入所する施設です。なお所得制限はありません。

**軽費老人ホーム**は、安い料金で入所できる施設です。所得制限は、月収が使用料の一倍半以下（月収一万円から一万五千円程度）でなければなりません。

**有料老人ホーム**には所得や生活状況などの制限がありません

**使用料**

**養護老人ホーム**は原則として無料ですが住民税の均等割が課税されているときは月額千円。

**特別養護老人ホーム**は非課税世帯が無料で、住民税や所得割が課税されているときは、月額千円から使用料の全額。**軽費老人ホーム**は月額約一万円ですが、所得の低いかたには減額をすることができます。**有料老人ホーム**は施設によりまちまち（月額一万～一万五千円程度）使用料のほか保証金、入園料などを払います。

**申し込み先**

養護・特別養護とも福祉事務所へ申し込んでいただき、係員が実情を調査して入所を決めます。

軽費・有料老人ホームはその施設へ直接申し込むことになっています。

## ■老人福祉のご案内

生活保護、保育園の案内について、今回はおとしよりの福祉についてご案内しましょう。

**老人福祉のしごと**

おとしよりの福祉増進をはかるため、昭和三十八年に老人福祉法が定められ、福祉事務所に老人福祉指導主事がおかれて、老人の相談や指導にあたっています。

老人福祉事業としては、老人ホームへの入所案内、家庭奉仕員の派遣、老人クラブ活動の助成、敬老金の支給、老令福祉年金の支給などがあります。

**老人ホームの種類**

以上のべたしごとのうち今回はとくに老人ホームの案内についてお知らせします。

老人ホームには、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホームの四種類があります。

**養護老人ホーム**は、原則として年令六十五歳以上で、自宅で生活することに不便を感じ、またその世帯主が住民税の所得割を課税されていないことなどが入所条件となっています。

**特別養護老人ホーム**は、からだが不自由で、寝たきりとか食事、排便などを自分でできない老人が入所する施設です。なお所得制限はありません。

**軽費老人ホーム**は、安い料金で入所できる施設です。所得制限は、月収が使用料の一倍半以下（月収一万円から一万五千円程度）でなければなりません。

**有料老人ホーム**には所得や生活状況などの制限がありません

**使用料**

**養護老人ホーム**は原則として無料ですが住民税の均等割が課税されているときは月額千円。

**特別養護老人ホーム**は非課税世帯が無料で、住民税や所得割が課税されているときは、月額千円から使用料の全額。**軽費老人ホーム**は月額約一万円ですが、所得の低いかたには減額をすることができます。**有料老人ホーム**は施設によりまちまち（月額一万～一万五千円程度）使用料のほか保証金、入園料などを払います。

**申し込み先**

養護・特別養護とも福祉事務所へ申し込んでいただき、係員が実情を調査して入所を決めます。

軽費・有料老人ホームはその施設へ直接申し込むことになっています。

## のき福祉びて手 5

## 納期は五月中

### 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税の第一期分の納期は、今年度に限り五月一日から三十一日までとなりました。

足立税務事務所　千住仲町五四
（八八一）三一〇六

# アメリカシロヒトリ。緑の大敵を退治しましょう

## 防除対策まとまる

写真は幼虫の巣。この時期に焼き捨てるのが駆除のコツです。

緑の大敵アメリカシロヒトリの発生時期を間近にひかえ、区では五月からいっせい駆除に乗り出すことになりました。

昨年はアメリカシロヒトリの大量発生で街路樹や農産物に大きな被害を受けました。この害虫は、年二回発生し、幼虫期の六月と八月に桜やプラタナス、クワ、ヤナギなどの葉を食い荒し、緑の葉をまたたくまに枯葉に変えてしまいます。

現在、区内には一般家庭の樹木を除き、公園や道路、学校などに七千本近くの樹木がありますが、これを食い荒されてはたいへんです。そこで、サナギから成虫になる五月と六月の産卵期、七月の幼虫期、七月から八月にかけてのサナギの時期と四回にわけてめん密な調査を行なう一方、巣のついた枝を切り落したり薬をまいてアメリカシロヒトリのぼく滅をはかることにしました。

### 噴霧機は出張所で貸します

一般家庭の樹木については、区生しましたが、早く気がついたことと防除が行きとどいたためぼく滅に成功し、その後は発生していないそうです。区とみなさんが協力しあえば、再発を防げることができます。みなさんのご協力をお願いします。

山市などでは、一度この害虫が発

### 防除方法

**巣の処分**

卵からかえったばかりの幼虫は集団で巣をつくり、あまり移動しないで葉を食べます。その後はちりぢりにわかれてしまいますので駆除には巣にいる時期をとらえて殺すのが効果的な防除法です。とくに庭木などの場合、個々の家庭で

**薬の散布**

高い木や害虫が大量に発生したときは薬によらなければならませんが、薬（ダイプテレックス）は園芸用品を扱っている店や農協にあり、百グラムあたり百五十円前後です。まく時期は、幼虫の小さいときがよく効きますので、早めに散布することがコツです。

ちょっと注意していただき、巣のついた枝葉を切りとって焼きすれば、薬剤散布にまさる大きな効果をあげることができます。

## カやハエの駆除も重点的に

そろそろ、カやハエも発生してきました。先ごろ越冬しているカ、ハエなどの駆除を行ないましたが、これらの害虫は根強く、ことしも力やハエに悩まされそうです。

この対策として、すでに4月から区内全域の用水や下水に薬をまいていますが、去年より薬の量をふやし、軽四輪車四台と新式の噴霧車も二台使ってこれらの害虫駆除に力を入れています。

また一般家庭にも六月と八月に無料で薬をさしあげる予定です。保健衛生係では、噴霧機（三台）の貸し出しも行なっていますのでご利用ください。（出張所にあるアメリカシロヒトリ用の噴霧機も使えます）

母子家庭や父母のいないお子さんの進学・住宅・事業などで資金が入用のときに母子福祉資金をお貸ししていますが、貸付金額が次のとおりふえました。

**貸付資格**　二十歳未満のお子さんを扶養しているかたや、父母のいない二十歳未満のかた。

**貸付最高金額**　（　）内はいまでの金額です。

▽**修学**　大学―月三千円　高校―二万五千円（一万五千円）　高校―一万五千円　▽**就学したく**　大学―月三千五百円（千五百円）　高校―月三千五百円（三千円）　▽**生活**　月四千五百円（三千円）　▽**就職したく**　一万五千円　▽**事業継続始**　十万円　▽**住宅資金**　十五万円（十万円）　▽**転宅資金**　一万二千円

**申し込み先**　福祉事務所　千住竜田町一〇（八八八）三一四一

なお、証書と印鑑は忘れずにご持参ください。

▽千住二丁目仮庁舎内　国民年金課　▽第二庁舎内　国民年金課（検認係）　▽各出張所

## 貸付金額がふえました

―母子福祉資金―

## 十五校ふえます

### 学校開放校

教室や校庭などを青少年団体の活動やいこいの場に開放していますが四十一年度は十五校ふやし五十校を開放することとしました。

また、利用の申し込み手続きがいらない自由開放校も六校設けて余暇を楽しく有意義に過してもらうことになりましたのでご利用ください。

施設、校庭開放の利用を希望する団体は、一週間前までに学校へ申し込んでください。費用は無料です。開放する学校は次のとおりです。（◎印は自由開放校です。）

**施設開放校**

◎千寿小　千一小　◎千四小　◎本木小　鹿浜小　舎人小　梅島小　◎梅島第一小　◎五反野小　中川小　北三谷小　花畑小　渕江小　伊興小　◎千七小　新田中　花畑中（以下三校は九月から）長門小　保木間小　江北中

**校庭開放校**

千二小　十五中　千寿旭小　西新井第二小　興本小　本木東小　寺地小　関原小　関原小分校　宮城小　西新井第一小　島根小　亀田小　栗原小　弥生小　綾瀬小　一中　二中　三中　四中　五中　六中　七中　十一中　十二中　十四中　東島根中　蒲原中　弘道小　東綾瀬中

## 所得状況届は六月三十日までに

福祉年金

老令・障害・母子などの福祉年金を受けているかたは、五月期分の年金を受けましたら、六月三十日までに証書と所得状況届を出してください。

これらの届け出や申請などは、次のところで受け付けています。

**①法定免除**

生活保護を受けているかたは、その期間中、保険料が免除になりますので届け出をしてください。

**②申請免除**

所得の低いかたや、病気、失業などのため一時的に保険料を納められないときには、その事情により免除になりますので申請してください。

この申請や届け出をしないで保険料を未納にしておくと、年金を受けると不利になるばかりではなく、年金を受けられない場合もありますのでご注意ください。

## おこまりのかたは免除の申請を

いろいろな事情があって、国民年金の保険料を納めることができないときには、次の二種類の免除制度がありますので、申請かまたは届け出をしてください。

**①法定免除**

生活保護を受けているかたは、その期間中、保険料が免除になりますので届け出をしてください。

**②申請免除**

所得の低いかたや、病気、失業などのため一時的に保険料を納められないときには、その事情により免除になりますので申請してください。

この申請や届け出をしないで保険料を未納にしておくと、年金を受けると不利になるばかりではなく、年金を受けられない場合もありますのでご注意ください。

## 善行者に感謝のほう賞

### 人命救助や社会奉仕の九名に

わたくしたちの生活は、毎日気ぜわしく営なまれており、他人のことには無関心になりがちです。しかし、危険をおかして人の命を救ったり、また最近社会問題となっている青少年の非行化に対し、その健全育成を願って日夜働らいておられる人もたくさんいます。

区では、このように社会を明るく照らす人々をみなさんから推せんしていただき、審査して毎年ほう賞を行なっています。

今回の授与式は、去る四月十九日産業振興館で行なわれ、次の九人のかたがたが表彰され、記念品をお受けになりました。

**人命救助**

和田　満さん（六十九歳）　足立二丁目二一五〇―一。大沼常治さん（六十八歳）　大谷田町三七七、大谷田アパート。

おふたりは、昭和四十年十二月四日、午後一時三十分ごろ、足立区綾瀬三丁目一二―一五先で、深い下水に子ども（三歳）が落ちておぼれているのを発見し、服をきたまま水に入り、協力して無事救助しました。

**青少年の健全育成**

斎藤栄子さん（三十七歳）、中央本町五丁目二五―二一七。川島次郎さん（三十六歳）、中央本町五丁目二四―一四。菱　信一さん（三十六歳）、中央本町五丁目二〇―一三―二、矢口義彦さん（二十三歳）、中央本町五丁目二四―九、関口禎子さん（二十歳）、中央本町五丁目二八―一四四。以上五人のかたがたは、昭和三十三年以来、青空子供会（東島根都住民交会内）を中心に、勉強会、子供の実技指導、社会科の見学などの企画、運営に献身的な努力を続けています。

**社会奉仕**

マツバ理髪店。本木町二丁目三六七。吉山富子さん（六十八歳）とその店員のみなさんは、数年間、区立健全の家やバット・ホームなどの施設の子どもたちに無料散髪を続けています。

林信二さん（四十四歳）花畑町五三五二。十一年もの間、交通安全や防犯活動に力をそそぎ明るい町づくりのために貢献しています。

## 母とこども大会

### そろってご参加ください

五月五日は「子どもの日」八日は「母の日」、ふたつ合せて母とこどもの大会を開きます。「よい子に育ってね」とおかあさんがはげまし、「いつもありがとう」とよい子がおかあさんにカーネーションをささげます。

**とき**　五月二十一日午後一時

**ところ**　足立区文化会館

◎当日は楽団演奏・奇術・マンガ・劇映画などたのしいアトラクションがいっぱいありますので、一日たのしくお過しください。

▽**八日**（日）第五出張所管内　▽**九日**（月）第一・二出張所管内　▽**十日**（火）第三出張所管内　▽**十一日**（水）第四出張所管内　▽**十二日**（木）第六・十出張所管内　▽**十三日**（金）第十一・十七・十八・十九・出張所管内　▽**十四日**（土）第七・八出張所管内　▽**十五日**（日）第九・十二・十三・十四・十五・十六・二十出張所管内（ただし興野町は十四日です）

足立清掃事務所

## みんなそろって大掃除を

五月八日から大掃除がはじまりました。家の内外をきれいにして力やハエ、ネズミなどの発生を防ぎましょう。日程は次のとおりです。

### 保母さん募集

保育園の保母さんを常時募集しています。保母さんになりたいかたは、次のところにお問い合わせください。

厚生部管理課　（八八一）五九四八

## 暮らしのご案内

日ごろ、区民のみなさんの生活と深くむすびついて役にたっている区営の施設がたくさんあります。講習会場や展示会場・集会場・結婚式場・体育館・公会堂などいろいろな施設をそろえて、みなさんのご利用をお待ちしています。

お問い合わせや申し込みは、直接次の施設へどうぞ。

### 受講生募集

**▼成人学校**

五月二十日から六月二十八日までの毎週火・金曜日、午後六時から千一小と青年館で第三十二回の成人学校を開設します。

科目は、料理、日本画、簿記の三種類で定員はそれぞれ五十名。受講料は無料ですが、実費は各自負担です。

申し込みは、五月十三日（金）午後六時～七時、社会教育課文化係で受け付けます。なお、直接本人が申し込んでください。

**▼バレーボール技術講習会**

五月二十二日（日）午前九時～午後四時、区体育館でバレーボール（九人制）技術講習会を開きます。定員は、五百人。参加を希望するかたは社会教育課体育係　電話（八八一）五五四二へ申し込みください。費用は無料。

### 結婚・集会・催しもの

◎**産業振興館**　千住一丁目五〇（881）一六六八・一六八九　施設内容　結婚式場・公会堂（六〇〇人収容）・日本間（五部屋）・会合・展示会用ホール（大・小）、相談室

◎**生活館**　東綾瀬一丁目五―七（605）五一九六～七　施設内容　結婚式場・披露室・講習室・集会室・結婚―生活相談室・老人娯楽室・読書室

◎**青年館**　西新井町九七二（887）〇〇六一　施設内容　学習室・青少年個人・団体の各種活動。レクリエーション・ホール（映写機・ステレオ）、結婚式場・日本間・洋間・バレーコート。

◎**文化会館**　中央本町一丁目一七―一（886）八八六〇　施設内容　公会堂（九五〇人収容・映写機・ピアノ）

◎**体育館**　中央本町一丁目一七―二（886）六〇一三　施設内容　屋内競技場（バスケットボール・バレーボール・バドミントンなど）屋外プール

### 消費者移動相談室を開設

お買い物で不利益を受けたときや、不満などがありましたら次のとおり移動相談室を開きますのでご相談ください。

五月二十四日　午後一時～四時　柳原交番付近

五月二十六日　時間同じ　千六小前

なお、旭町区庁舎内の経済課では、いつでもご相談を受け付けています。

### 傷い軍人のかたはご連絡ください

戦傷病者特別援護法が制定され厚生省発行の手帳が傷い軍人に渡されています。この手帳を受けると鉄道無賃乗車券がもらえたり、いろいろな特典が受けられます。

まだ届けてないかたは、厚生部福祉課（八八一）三一五一へご連絡ください。

### ニセ土木課員にご注意

最近、区の土木課職員を装って私道に砂利をまくと偽り、金品を受けとる者がいますのでご注意ください。

### 読書・音楽鑑賞

◎**千住図書館**　千住竜田町五二（881）一九九四　施設内容　読書室（一般・児童）　行事　レコードコンサート（毎月第一土曜日）・映画会（毎週日曜日正午）・幻燈会（毎月第二・四土曜日、午後二時）

◎**梅島図書館**　梅田六丁目三三―九（886）二六〇四　施設内容　読書室（一般・児童）　行事　レコードコンサート（毎月第三土曜日）・映画会（毎月第四土曜日午後二時）

◎**宮城図書館**　宮城一丁目二七―八（913）〇四四六〇　施設内容　読書室（一般・児童）　行事　レコードコンサート（毎月第二土曜日午後二時）

◎**新田図書館**　新田三丁目八（912）一七六七　施設内容　読書室（一般・児童）

### 健康

◎**本木診療所**　本木町一丁目九二六（886）三九四一　診療科目　内科・外科・眼科・レントゲン科　診療時間　毎日午前八時三十分～午後五時　日曜・祭日は除く、土曜日は正午まで。毎週火・金曜日は午後八時まで夜間診療。

### 小口金融

◎**千住公益質屋**　千住寿町三四（888）一六四四　営業時間　午前九時～午後四時（日曜・祭日は休み）　貸付額　一口　二万円。一世帯五万円まで。利子　月三分（ただし、十六日未満の場合は一分五厘とする）流出期限　質契約の日から四か月。

◎**西新井公益質屋**　本木町三丁目一一四八（887）一六五八　営業内容は千住公益質屋と同じ。

※　初めての　こは、印鑑と米の配給通帳または、健康保険証をお持　ください。